全農薬通報

No285　　平成 25 年 6 月 20 日

目　　次

◎組合からのお知らせ
・組合員の動き等

◎主な行事予定
・全国農薬協同組合
・全国農薬業厚生年金基金
・植物防疫関係団体

◎農林水産省等行政からのお知らせ
・平成 25 年度農薬危害防止運動の実施について
・「石灰窒素中のメラミンの暫定許容値の設定について」の一部改正について
◎全農薬ひろば
・ウキツリボク（浮釣木）

全国農薬協同組合
〒101-0047　東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171　　FAX. 03-3256-0980
http//www.znouyaku.or. jp　E-mail：info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

１．一般社団法人農林水産航空協会　第１５２回理事会

・日時：平成２５年５月９日（木）、１４：００～１５：３０

・場所：海運クラブ　３０１会議室

・議題：　第１号議案　平成２４年度事業報告に関する件
　　第２号議案　平成２４年度財務諸表承認に関する件
　　第３号議案　公益目的支出計画実施報告書承認に関する件
　　第４号議案　役員の改選に関する件
　　その他

・出席者：青木理事長、堀江専務理事

２．公益社団法人緑の安全推進協会　平成２５年度第１回運営委員会

・日時：平成２５年５月９日（木）、１６：００～１７：３０

・場所：（社）緑の安全推進協会　会議室

・議題：　１）平成２５年度第１回理事会及び第２４回総会付議事項について
　　２）その他

・出席者：堀江専務理事

３．農薬工業会講演会（創立６０周年記念）

・日時：平成２５年５月２２日（水）、１７：００～１９：３０

・場所：鉄鋼会館　７階７０１号室

・講演会
演題：「日本農業の行方と農薬の役割」　演者：三輪睿太郎氏（農林水産省農林水産技術会議会長）

・出席者：青木理事長、松木理事相談役、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

５月 22 日、農薬工業会は第 82 回通常総会を開き、新役員の選任や、平成 25 年度の事業計画などを決めた。新会長には日本農薬代表取締役社長の神山洋一氏が就任した。

農薬工業会は昭和 28 年４月１日に創立、今年の４月で創立 60 周年となった。 神山新会長は、「還暦を迎えた農薬工業会だが、新役員を迎え、新しい魂を注入し新たな一歩を踏み出したという思い。工業会の運営目標を定めた中長期ビジョンを策定するほか、現場に対するタイムリーな情報発信、農薬の役割や安全性がいかに担保されているかといった啓発活動を強化していきたい」と抱負を述べた。また、平成 25 年度の事業計画では、前年度に引き続き農薬登録制度の改正などへの対応、プロダクト・スチュワードシップ活動の展開、情報発信の強化、諸外国の農薬規制関連法令の改正への対応等を進めていく。なかでも、ビジュアル化などわかりやすい情報発信や世界農薬工業会等、国内外の関連団体との連携強化、農薬の偏向報道などに対するもの申す姿勢の強化の３点を重点的に取り組むと豊富を語った。

○　農薬工業会 60 周年記念祝賀会福林旧会長挨拶

本日はご来賓の皆様、会員の方々には大変お忙しい中、農薬工業会の 60 周年記念祝賀会にご出席を賜り誠にありがとうございます。農薬工業会創立 60 周年記念事業特別委員会の委員長としてご挨拶申し上げます。

ご案内のとおり、農薬工業会は、昭和28年（1953年）に農薬製造業の自主団体として設立され、お陰様をもちまして本年４月１日をもって60年を迎えました。この間、農薬工業会の運営と発展に格別のご尽力を賜りました先輩諸氏、関係機関・団体ならびに会員の方々に衷心より感謝申し上げます。

先程は、三輪先生には貴重な時間を割いていただき農薬工業会にとりまして極めて示唆に富むご講演をいただき有り難くお礼申し上げます。

また、60 周年記念事業の一環として記念誌「60 年の歩み」を作成しました。作成にあたり、60 周年記念事業特別委員会、事務局さらには会員各社様にご協力いただき併せてお礼申し上げます。

農薬業界を取り巻く環境は、時代とともに大きく変遷してきました。特に、直近の 10 年間は、農薬業界を取り巻く環境の激動期といえるほどに、食品安全基本法の制定と食品安全委員会の設置にはじまり、消費者行政の台頭、食の安全・安心に対する関心の高まり、ポジティブリスト制度の導入、国際的な動向に対応した農薬登録制度の改善・整備等々目まぐるしい状況の変化を体験しました。

こうした様々な課題に迅速にかつ的確に対応するため、この間二度にわたって農薬工業会の改革にも取り組み、幹事会設置による意思決定の迅速化、委員会活動の活性化、事務局機能の強化等を進めてきました。

農薬工業会も還暦を迎え、本年は、過去の歴史に学び、新たなる挑戦の第一歩を踏み出す年です。また、本年は執行部改選の年であり、本日発足しました農薬工業会の新体制のもと、以前にも増して農薬業界を取り巻く情勢は大きく変わり、複雑化していく中で、日本の農業の発展に貢献する農薬産業として、農薬工業会の新しい歴史を拓いていただきたいと祈念いたします。

なお、創立 60 周年の記念誌「60 年の歩み」をお荷物になりますがお帰りの際にお持ち帰りいただきます。

最後になりますが、会場の皆様方に重ねて祝賀会へのご出席に感謝を申し上げますとともに、農薬の安全性への信頼を高め、食と環境に資する活動を通じて社会への貢献を図るべく、農薬工業会の更なる前進のため、皆様方の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○　農薬工業会第 82 回通常総会懇親会新会長挨拶

ご来賓の皆様、そして当会会員会社幹部の皆様、本日はご多忙の中、当会創立 60 周年記念祝賀会にご臨席賜り、誠に有難うございます。

平素は、当業界および当会の事業推進に特段のご指導、ご協力いただきこの場をお借りして、厚くお礼申し上げます。先程、第 82 回農薬工業会の通常総会が開催され、平成 24 年度事業報告・収支決算並びに平成 25 年度事業計画・収支予算が承認され、加えて役員の選任が行われました。

ここで、新執行体制をご紹介申し上げることにします。

会長には私、神山が、副会長には、シンジェンタの村田会長、日産化学工業の平田専務取締役、住友化学の西本常務執行役員が就任することになりました。また、しばらく空席であった常勤理事には阪本審議役が就任いたしました。委員長陣は、留任の服部技術委員長、伴広報委員長、原安全対策委員長に加えて、運営委員長として日本農薬の廣瀬氏、国際委員長に住友化学の矢野氏にご協力いただくことになりました。この新執行部が一丸となり、平成 25 年度の事業計画を推進することになります。皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

また、ご退任されます福林前会長と丸山前副会長には、副会長あるいは会長を通算でそれぞれ 5 年間と 4 年間お務めいただき、多大なご貢献を賜りましたことに対し、会員を代表し厚くお礼申し上げます。同様に住友化学の貫前運営委員長、クミアイ化学工業の高木前国際委員長にも、本席をかりまして長年にわたるご協力に厚くお礼申し上げます。

さて、ご案内にも記載いたしましたように、農薬工業会は平成 25 年 4 月をもって 60 周年を迎えました。この間、関係諸機関の皆様には、多大なるご指導およびご協力を賜りましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。

最後になりましたが、今年度も従来からの関係行政機関・関係団体に加えて、相互協力が可能な新たな団体との連携を模索するとともに、CLI への参画等の外部連携を益々充実させて参ります。また、農薬行政や農薬使用現場への施策に関してもできる限りの協力とタイムリーな提案をしていく所存です。また、農薬の必要性や役割、安全性確保の仕組みなどの正しい理解のため、従来にも増して社会に向け情報発信を積極的に展開することにしております。宜しくご理解とご支援のほど、重ねてお願い申し上げます。

○　来賓農林水産省消費・安全局　藤本　潔　局長挨拶

只今ご紹介にあずかりました農林水産省消費・安全局長の藤本でございます。

このたび、農薬工業会が創立 60 周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。　諸先輩が沢山おられる中ではございますが、所管局の責任者ということで、ご挨拶申し上げます。　農薬は農業生産の安定に重要な資材ですが、かつては、不正・粗悪な農薬が農家に損害を与え、農業生産に悪影響を与えるような時代もありました。　こうした中、農林水産省は、昭和 23 年に、農薬の品質の保持向上と、その安全かつ適正な使用の確保直接的な目的とする「農薬取締法」を制定し、以来、農業生産の安定、国民の健康の保護、国民の生活環境の保全を図るための各種施策を講じてきました。

貴農薬工業会も昭和 28 年に農薬の生産性向上に資する技術開発の促進などを目的に設立され、その後、時代の要請に応じながら、安全な農薬の早期確保と、農薬の開発から廃棄に至る各段階における安全対策などの活動を通じて、我が国農薬業界の発展に多大なる貢献を果たして来られました。先ほど美輪さんからも農薬の戦後の発展を紹介されましたが、農薬工業会の歴史は、まさに農薬行政の歩みそのものでもございます。これまでの貴工業会のご貢献に対しまして、改めてお礼申し上げます。

さて、昨今の我が国の農業情勢につきましては、農業従事者の減少や高齢化などが進展する中、国内農業の活性化が、待ったなしの極めて重要な課題となっています。こうした中、農林水産省は、省内に「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、生産基盤の設備等を通じた生産性の向上や、オールジャパンでの農林水産物の輸出拡大策などの検討に取り組んでいるところです。また、政府全体としても、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討するため、昨日（21 日）、内閣に「農林水産業・地域の活力創造本部」が設置されました。

言うまでもなく、農薬は食料の安定供給に欠くことのできない資材です。「攻めの農林水産業」の展開は、我が国の農業の今後の発展につながり、これは、農薬産業の持続的な発展にもつながるものであります。これを機に、農薬業界一丸となって、日本農業の競争力強化と安全性向上に貢献すべく、各種活動に邁進されますことを期待しております。

また、農薬市場に関しましては、ここ数年、世界的に新規農薬を出来るだけ早期に登録し上市する動きが活発化しています。我が国の農薬行政も、こうした国際的な動きに調和した農薬登録制度の改善、科学に基づく審査体制の整備を目指して、例えば、家畜代謝・残留試験に関するガイドラインの整備、登録審査期間を短縮するためのジョイント・レビューの推進、その前提となる申請資料様式の OECD ドシエへの移行など、様々な検討を進めているところです。　本日お集まりの会員各社におかれましては、グローバル化への対

応も含め、自らの経営戦略の中でどのような対応が可能なのか今一度ご検討頂ければ幸いでございます。　今後、病害虫防除に必要な安全な農薬を早期かつ安定的に供給するという使命のもと、農薬製造業者の果たす役割は、ますます重要になっていくものと考えております。多様なニーズに対応した開発力、農業生産現場に密着した安全指導、といった会員各社が有する強みを最大限に活かした活動を引き続き行なっていかれますことを期待しております。　最後に、農業生産現場において、より安全で質の高い農薬の安定供給が可能となり、ひいては、安全で高品質な農畜産物を消費者に安定的に提供できるよう、今後も貴工業会のますますのご発展を心からお祈りいたしまして、私のお祝いの言葉とさせて頂きます。

○　新体制の農薬工業会

写真、左から西本副会長、村田副会長、神山会長、平田副会長、阪本常務理事

神山会長、村田・平田・西本の各副会長及び服部（技術）、矢野（国際）、伴（広報）、原（安全）広瀬（運営）の各委員長。

４．公益社団法人緑の安全推進協会　平成２５年度第１回理事会

・日時：平成２５年５月２４日（金）、１５：００～

・場所：全農薬ビル９階会議室

・議案：

第１号議案　平成２４年度事業の経過及び収支報告の件

第２号議案　平成２５年度事業計画及び収支予算承認の件

第３号議案　役員の交代について

第４号議案　諸規程について

その他議案　各委員会等委員の交代及び選任について

その他

・出席者：青木理事長、堀江専務理事

５．一般社団法人農林水産航空協会　第１１１回総会

・日時：平成２５年５月３０日（木）、１４：００～

・場所：（財）都道府県会館　会議室４０１号室

・議案：

第１号議案　平成２４年度事業報告に関する件

第２号議案　平成２４年度収支決算承認に関する件

第３号議案　平成２５年度会費の分担及び徴収方法に関する件

第４号議案　平成２５年度役員報酬に関する件

第５号議案　理事及び監事の改選に関する件

その他

・出席者：青木理事長、堀江専務理事

６．一般社団法人日本植物防疫協会　第２回総会

・日時：平成２５年６月１１日（火）、１４：３０～

・場所：ホテル　ラングウッド２階

○　日植防山口理事長挨拶

日本植物防疫協会の山口でございます。一般社団法人日本植物防疫協会の第二回の総会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。本日は会員の皆様、ご来賓の皆様、大変ご多忙の中、ちょっと足元の良くない所、本総会にお越しいただきまして誠にありがとう御座います。

当協会は昨年の４月に一般社団法人として新たな一歩を踏み出しました。職員一同、気持ちを新たにして一層事業に邁進して参りました。後ほど報告いたします通り、新法人１年目は各事業とも順調に進むことが出来ました。これもひとえに会員各位と関係機関の温かいご支援、そ

してご指導の賜物と深く感謝しているところで御座います。また、日本植物防疫協会は本年の５月に設立 60 周年を迎えました。前身の農薬協会を経て昭和 28 年に社団法人日本植物防疫協会設立されまして以来､我が国の植物防疫関係者の力強いご支援を得て 60 年の長きに渡り病害虫防除技術の発展に寄与することが出来ました。この間、協会の活動を支えてこられました多くの会員、関係機関、そして自治体の役職員の皆さん、ここに改めて感謝の意を表すしだいであります。この機会に協会にとって激動の時期でもありました、この 10 年間､それを中心にいたしまして 60 年の歩みというものを小冊子にしましてお手元に配布させて頂きました。短期間で作ったことも御座いまして色々不備な点も在るかとは存じますが、協会だけではなくて植物防疫の変遷を振り返る上で少しでも一つでも皆様のご参考になれば幸いであります。時節柄ささやかでは御座いますが本日の総会におきまして会員、ご来賓の皆様と共に創立 60 周年の資料を祝いたいと存じる次第であります。

さて、新法人１年目の事業につきましては、のちほど会議の中で詳しくご報告致しますが、当初計画どおり各事業を着実に推進することができ、収支決算においても当初計画を上回る実績をあげることができました。昨年までは資産の売却や取得、新法人移行に向けた事業の再構築など、大変大きな動きの中で事業をすすめてまいりましたが、平成２４年度はそうした大きな動きは含まれておりません。ここではかいつまんで概況をご報告致します。　まず、試験研究事業では、農薬開発をとりまく環境が厳しさを増す中、事業規模は前年をやや下回ったものの、農薬企業各社からご依頼いただいた薬効薬害、作物残留等の試験に精一杯取り組み、自らの研究所においては前年以上の件数を実施致しました。また、国等からの委託事業の要請にも積極的にこたえ、農薬行政の推進に協力致しました。

次に、新法人の公益目的支出計画事業として取り組んだ、シンポジウム、植物防疫研修会、助成事業、資料館、自主研究の各事業については、全体として当初計画を若干上回る規模で実施致しました。このうち、登録の少ない農作物に対する農薬登録促進を目的とした助成事業は３６課題を採択し、試験経費の半額を助成しました。自主研究事業においては、マイナー果樹の残留基準見直しを支援する残留調査を行ったほか、最近関心が高まってきた薬剤抵抗性対策に資するため、各地にある協会研究所の圃場での実態把握に着手しました。なお、薬剤抵抗性対策については、農林水産省がすすめる調査等に協力する一方、各方面の意見集約につとめ、昨年９月のシンポジウムで議論を深めたところであります。

出版及び JPP-NET 事業においては、質の高い各種刊行物の作成やデータベースの提供に取り組む一方、システムの改良等にも取り組み、発生予察事業の効率的な推進に協力致しました。また、経営基盤の安定のために一昨年から段階的に開始した賃貸事業についても、稼働率確保の努力の結果、計画以上の実績をあげることができました。

一方、新法人のもとで新しい会員制度に見直した結果、会員総数が一時的に減少しておりましたが、会員組織拡充の取り組みをすすめた結果、この１年間で１６０名の増加を達成することができました。

最後に、平成２５年度の取り組み方針についてご報告致します。　新聞紙上で連日のよ

うに TPP が取り上げられるなど、現在、我が国農業のゆくえに対し、多くの国民が高い関心を寄せております。現時点で将来像の予測は困難と言わざるをえませんが、農業の変化は植物防疫上の課題にも少なからず変化を及ぼすものと思われます。農業がどのように変わろうとも、病害虫の被害とその防除対策は重要な課題でありつづけるものと確信しておりますが、営農の規模や方法の変化に応じた防除資材や防除法へのニーズは、今後ますます多様化してくるかもしれません。このことから、当協会としても、本年 9 月に開催するシンポジウムでこのあたりの問題を取り上げ、我が国農業と防除の展開方向を考えてみたいと計画しているところです。　また、昨年から大きな関心事のひとつとなっている薬剤抵抗性対策につきましても、関係機関のご協力のもとで、指導者の参考となりうる資料や情報の提供を計画しているところです。　このように、農業を取り巻く環境が大きな転機を迎えつつあるとの認識にたち、当協会としても諸情勢を注視しつつ、植物防疫の推進に必要な課題に的確に取り組んでまいる所存です。

こうした取り組みを推進していくに当たっては、農林水産省、研究独法、都道府県の指導機関をはじめ、農薬工業会や関係団体の皆様との連携を一層緊密にはかっていくことが何よりも重要であると考えます。協会役職員一丸となって、今後の植物防疫の問題解決に邁進していく所存ですので、会員をはじめ関係機関の一層のご支援ご協力をお願いし、開会の挨拶と致します。

○　来賓挨拶（大友植物防疫課長）

本日、ご臨席の皆様に於かれましては、日頃より、貴協会で実施される農薬の試験受託事業、農薬飛散低減等の調査研究及び農薬の適正使用の啓発等を通じ、植物防疫事業の推進にご尽力頂いており、この場をお借りして、厚く御礼申しあげます。この 4 月から植物防疫課長として、植物防疫業務を担当させていただくことになりました大友と申します。以後よろしくお願いいたします。

貴協会に於かれましては、昭和 28 年に設立され、本年で 60 周年を迎えられるとのこと、お慶び申し上げます。植物防疫課を設置したのが昭和 26 年になりますので、植物防疫事業の歴史において、長きに渡り、貴協会にご尽力頂いておりますこと、重ねてお礼申し上げます。さて、私からは、最近の植物防疫を巡る情勢等について申し上げたいと思います。

まず、本年の植物防疫対策についてです。本年は、関東以西において、梅雨入りが例年より 10 日以上早くなっております。今週から梅雨本番を迎えそうですので、今後、病害虫発生にも影響が出る可能性があり、引き続き発生動向を注視して参ります。

東京都青梅市等で発生しているウメ輪紋病については、関係都県とも連携し、早期根絶

を図るよう緊急防除に取り組んでいるところです。この他、本年も月まで多くの注意報や特殊報が発出され、病害虫の発生には注意が必要ですが、病害虫防除については、我が国の農作物の安定的な生産において、今後も重要な役割を担っています。

私どもといたしましては、我が国の病害虫防除に関する担当として、その業務に努めて参る所存ですが、本年の対策についても、引き続き本日のお集まりの皆様からご協力頂ますよう宜しくお願いします。

植物防疫の最近の情勢についてですが、貴協会には、本年度のマイナー作物への農薬適用拡大の推進に係る事業について、御応募頂いていると承知しておりますが、地域における病害虫防除が適切に実施される上で、大変重要なものと位置づけております。今年から５年間の予算で取組を加速させることとしており、当該事業の実施により、マイナー作物の現場における防除の困難な局面が打開されていくことが期待されます。また、病害虫の薬剤抵抗性については、昨年の３月に植物防疫課主催、本年２月に中四国、九州農政局共催で検討会を開催し、現状把握及び今後の方針について、関係者間で情報や意識の共有及び課題解決に向けた検討を行いました。　貴協会におかれましても、昨年９月開催の植物防疫協会シンポジウムで本課題を取り上げていただくとともに、本年３月からは月刊「植物防疫」において、殺虫剤感受性検定マニュアルを連載していただいております。

植物防疫に関しましては、この他にも多くの課題が山積みしておりますが、お集まりの皆様のご理解、ご協力もいただきながら、一つ一つ、着実な課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、貴協会に於かれては、私ども農林水産省との緊密な連携のもと、植物防疫事業の適確な実施にご協力をお願いするとともに、各会員の皆様方におかれては、今後も、貴協会の活動を通じて農業の生産性の向上、消費者の理解の向上等に寄与され、これまでにも増して、国民の期待に応えて頂きますことをお願い申し上げまして、私の挨拶とさせて頂きます。

・議事：　第１号議案　平成２４年度　事業報告　　及び収支決算に関する件
　第２号議案　役員人事及び役員報酬に関する件
　第３号議案　会費に関する件
　第４号議案
　その他

※　右の写真は総会会場の様子です。

〇植物防疫功労者表彰

【敬称略】

写真左から植物防疫功労者として表彰された永 田 徹、村井敏信、吉澤　治　の各氏。

・創立６０周年祝賀会　１６：００～

・出席者：青木理事長、事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

7．公益社団法人緑の安全推進協会　第２４回通常総会

・日時：平成２５年６月１２日（水）、１４：００～・場所：南青山会館会議室

〇吉村会長挨拶

本日は、お忙しいところ、第２４回総会にご出席いただき、まことにありがとうございます。会員の皆様には、常日頃から、当「緑の安全推進協会」の事業運営にご理解とご協力を賜っておりますことに対し、まずもって、心から感謝申し上げます。また本日の総会には、公務ご多忙にもかかわらず、農林水産省消費安全局植物防疫課大友課長、農産安全管理課農薬対策室瀬川室長はじめ担当官の方にご出席を頂いております。厚く御礼を申し上げますとともに、よろしくお願い申し上げます。今回は、第２４回としておりますが、公益社団法人に移行して初めての総会となります。従来は、総会の直前に理事会を開催し、それを傍聴していただくことにより、一括して議案のご説明を兼ねるという便法を取らせて頂いてきたわけでありますが、新しい制度の下では、あらかじめ理事会で決定した議案をもって総会を招集するという手順を

踏むことが必要となりました。そこで、理事会終了後、改めて総会のご案内を差し上げることになります関係で、従来よりも半月ほど開催が遅れました。ご了解をお願いしたいと存じます。さて、4月1日付で新法人の登記が完了し、公益社団法人「緑の安全推進協会」としてのスタートを切ったわけでありますが、この間、職員の顔ぶれにも大幅な入れ替えがありました。新法人として、新たな歴史のページを開くに当たり、新体制の下、新メンバーを含む役職員一同、心を合わせ、協会事業のさらなる発展のため、精いっぱい努力してまいる所存でございます。ご支援ご鞭撻のほどお願い申し上げます。本年の事業の構成は、基本的には去年と同じでありますので、本年の各事業も、おおむね順調に滑り出したところでございます。特に、講師派遣事業につきましては、新しい需要を開拓することに力を入れ、去年を大幅に上回るペースで事業を展開しております。また、今年4月26日付で農林水産省　消費・安全局長、環境省　水・大気環境局長連名で、「住宅地等における農薬使用について」の改定通知が発出されましたが、その中で、地方公共団体等が植栽管理業務を委託するに当たり、業務実施の責任者に緑の安全管理士等の専門家をあてることを入札参加の資格要件とすることが推奨されるなど、当協会の基幹事業であります緑の安全管理士の役割の社会的認知を深める面でも、大きな前進が見られております。

さらに、従来の仕事に加え、新しく、緑の安全管理士の専門性のレベルアップに資するような地域ゼミを、農薬工業会のご協力を得つつ、各地で開催するという事業企画を進めており、今年度は2か所程度で試行的に開催してみるということで検討しております。早急に具体化を進め、秋ごろには実施にこぎつけたいと、考えております。

本日は、２４年度の事業経過報告と収支決算及び、役員の交代の2つの議案についてご審議いただくことになっております。

後程詳しくご説明申し上げますが、十分なご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

・議案：

第1号議案　平成２４年度事業の経過及び収支報告の件

第2号議案　役員の選任について

その他

・出席者：青木理事長、堀江専務理事

8. 一般財団法人残留農薬研究所　第2回評議員会

・日時：平成２５年6月１８日（火）、１０：３０～

・場所：法曹会館3階　富士の間

・報告：

（1）平成２４年度事業報告

（2）平成２４年度公益目的支出計画実施報告

・議案：

第１号議案　平成２４年度貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認に関する件

第２号議案　定款の一部改正に関する件（概要：理事の数「７名以上１０名以内」を「５名以上１０名以内」とする。）

第３号議案　役員及び評議員に対する報酬等及び費用に関する規程の一部改正に関す件

概要：①弔慰金の支給「常勤役員が死亡した場合には、職員に準ずる弔慰金を支給することができる。」を追加する。

②謝金の支給日「開催当日に支給する。」を「開催後できるだけ速やかに支給する。」に改正する。

第４号議案　評議員の選任に関する件

概要：福林評議員、丸山評議員から平成２５年６月１８日付けの辞任届が提出されたことに伴い、後任評議員として農薬工業会副会長　平田公典氏、同副会長　西本　麗氏を選任する。

・出席者：青木理事長

9. 農薬シンポジウム

（1）　「食の安全」シンポジウム in 兵庫

・日時：平成２５年６月１８日（火）、１３時３０分～１６時３０分

・場所：兵庫県中央労働センター２階大ホール

・内容：

第１部：講演「農薬とは何？」

講師　千葉大学名誉教授　本山直樹　氏

第２部：パネルディスカッション

テーマ「人と環境にやさしい農業」を進めるにあたって

コーディネーター

兵庫県立農林水産技術総合センター

企画調整・経営支援部　専門技術員　戸田一也　氏

パネリスト

兵庫県立農林水産技術総合センター

環境・病害虫部長兼病害虫防除所長　相野公孝　氏

千葉大学名誉教授　本山直樹　氏

兵庫県消費者団体連絡協議会事務局長　尼崎消費者協会会長　福田康代　氏

いちご生産農家/前兵庫県農業経営士会長　森本猛典　氏

・出席者：宇野副理事長、田中安全協会長、事務局（宮坂技術顧問）

〇会場の受付

〇パネリストの皆さんと打ち合わせ

〇総合司会をする梅津隆行氏と開会挨拶をする田中安全協会長。

○「農薬とは何？」について公演する本山直樹千葉大学名誉教授。

当日は消費者の皆さんが少なかったため、組合員を対象とした研修会の感があった。左よりコーデネターの兵庫県農林水産技術総合センター　戸田一也氏（病害虫担当専門技術）、パネリストの本山先生、兵庫県消費者団体連絡会議事務局長　福田康代　氏、生産者代表　森本〇〇氏、兵庫県農業技術センター環境・病害虫部長兼病害虫防除所長　相野公孝氏。消費者代表の福田さんは、本山先生の公演終了後、自分なりに安全性については勉強してきたつもりだが先生の話を聞いて頭が混乱してしまった。と話し、それでもはいそうですねとは納得できなく、複雑な心境と心の内を吐露された。科学的に見て安全であっても、心情的には安心できない。

会場からは、安心とは科学的には安全であっても、心情的なものが安心を支えているため厳しければ厳しいほど消費者は安心感をもつとの声があった。

「安全であっても安心ではない」この言葉は我々が「農薬シンポジウム」を今後、実施していくうえで、考えさせられる問題であると感じた。

最後に安全協兵庫県幹事の中垣さんの閉会の挨拶で閉会した。

（2）福井農薬シンポジウム「農薬ってどんなもの　in　福井」

・日時：平成２５年６月２０日（木）、１３時３０分～１６時３０分
・場所：福井県生活学習館ユー・アイふくい
・内容：

第１部：基調講演「農薬とは何？」

講師　千葉大学名誉教授　本山直樹　氏

第２部：パネルディスカッション

○　コーディネーター

公益社団法人ふくい・くらしの研究所　専務理事　樫尾智恵子　氏

○　パネリスト

千葉大学名誉教授　本山直樹　氏
福井県農林水産振興課食糧安全推進室参事（食料安全）　小森治貴　氏
一般社団法人福井県植物防疫協会　代表理事　銅　重信　氏
農家代表　農事法人アバンセ乾側　代表理事　淡川善信　氏
消費者代表　福井県消費生活研究会　会長　南部真澄　氏

・出席者：宇野副理事長、田中安全協会長、事務局（宮坂技術顧問）
○　開催日：2013 年６月 20 日（木）13：30～16：30
○　会場：福井県生活学習館（ユー・アイふくい）

会場については、一年前から県の施設を予約、何度か準備会を開催し、今回の農薬シンポジウム開催に漕ぎ着けた。また、今回はじめて農業高校の生徒に参加していただくため、路線バスを借り上げ、学校と会場との生徒の移動に当るなど工夫をこらした。

○　開会挨拶　全国農薬安全指導者協議会会長　田中康貴

挨拶で田中会長は、全国農薬協同組合の内部組織である全国農薬安全指導者会議（安全協）では、農薬の使用者に対する安全、農作物の安全、環境への安全の三の安全を農薬一声運動として全国規模で展開している。また、今回のような農薬シンポジウムを毎年、全国３ヶ所で実施をしており、農薬を消費者の皆さんに正しく理解されるようこのような農薬シンポジウムを今後も継続するので宜しくと挨拶された。

○　基調講演：千葉大学名誉教授　本山直樹　先生

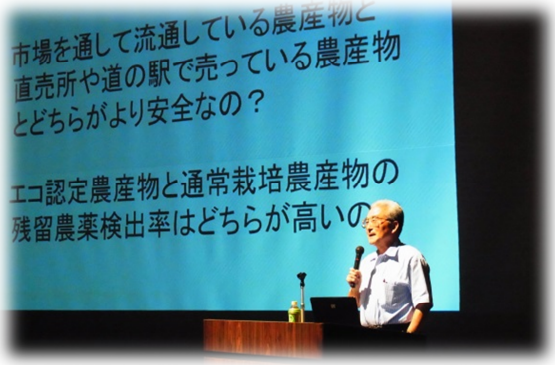

「農薬とはどんなもの？」を演題に、北朝鮮からの引揚者である自分の生い立ちを等を交えながら、農薬の変遷、農薬が果たしてきた成果等を分かりやくす講演された。
また、生物多様性が叫ばれているが、農用地は自然の空間とは異なり、人間が山林等を開拓して、人類の食料を確保するための空間であり、そこで栽培する作物は人間に害になる物質を育種という方法で選抜し、栽培しているため、人間による保護が必要であり、病気や害虫からその作物を守るために農薬が必要であり、虫にかじられた作物は作物自体が虫に食われまいとし防御物質で出す。この物質がアレルゲンの元になる可能性もあるので無農薬栽培農産物や有機栽培による農産物は安全だと思われがちだが、逆に注意が必要と力説された。

○　パネルデスカッション

コーディネーター（公社）ふくい・くらし研究所専務理事専務理事　樫尾智恵子さん
パネリスト（左より）本山直樹さん（千葉大学名誉教授）、小森治貴さん（福井県農林水産振興課参事）銅　重信さん（一社）福井県植物防疫協会代表理事、淡川善信さん（農事組合法人）アバンセ乾側代表理事、南部真澄さん（福井県消費生活研究会　会長）

会場の様子：農業高校の生徒(男女)から一般消費者の皆さん、農家の皆さんと大勢の人が駆けつけてくれました。会場からは来年もこのようなシンポジウムを是非開催してほしいとの声もありました。

会場からも積極的に質問が飛び出し活発な意見交換がなされた。

○　閉会挨拶（上田理事）

全国農薬協同組合北陸地区の理事をしております上田でございます。本日は皆様には大変ご多忙の中、またお足元が悪い中「農薬ってどんなもの in 福井」に多数ご参集頂きまして誠にありがとうございました。

また、長時間にわたり大変熱心にご聴講頂きありがとうございました。皆様の農薬に対するイメージが変わったことを期待しておりますがいかがでしたでしょうか？

今回、全国で初めての試みとして、農林高校の生徒さんにご参加頂きました。福井農林高校の皆さん勉強になりましたでしょうか？　現在、福井県下の農家の方々も農薬は必要最少限に使用するような栽培体型を採用され、農業生産に努めておられます。　我々、農薬を販売する側も、より安全・安心な農産物が消費者の皆さんに安定的に供給されますように。また、農薬の誤使用がないように指導販売に日々努力しているところです。

私ども全国農薬協同組合（全農薬）の下部組織である全国農薬安全指導者協議会（安全協）では、毎年、全国 3 ヶ所でこのような「農薬シンポジウム」を開催し農薬について正

しく評価されますように啓蒙活動を実施しております。今回、福井県で開催することが昨年９月の全農薬理事会で決定し、その後第１回打ち合わせ会を昨年 10 月 10 日に持ち、約、半年の準備期間を経てやっと本日開催に漕ぎ着く事が出来きました。

この間、北陸農政局、福井県農林水産部、福井県植物防疫協会の皆様方には多くのことでご指導いただき有難うございました。

また、本日ご講演頂きました本山先生にはいつもながら解りやすいご講演有難うございました。コーディネーターのふくいくらしの研究所樫尾さま、パネリストの福井県農林水産振興課小森参事さま、福井県植物防疫協会銅（あかがね）さま、アバンセイ乾側淡川（あいかわ）さま、福井県消費生活研究会南部さまには大変お忙しい中、ご参加頂き感謝申し上げます。本当に有難うございました。　ここでちょっとお知らせを申し上げます。本日、コーディネーターをお願いした「ふくいくらしの研究所」主催で７月６日に科学ライター松永和紀さんによる「食の安全・安心ウソ・ホント」の演題で講演会があります。どうぞ皆さん多数ご参加いただけますようお願い致します。

最後になりましたが、安全協の田中会長を始め、関係者の皆様にはこの会の設営、運営、準備に大変ご尽力頂きました。この場をお借りしてお礼申し上げます。

これからも、農薬の正しい評価の推進のため共に頑張りましょう。それでは、これを持ちまして「農薬ってどんなもの in 福井」を閉会致します。有難うございました。

参加者：200 人以上

組合員の動き等

【代表者変更】（敬称略）

○　組合員名：第一アグリ株式会社

旧代表者　町田和彦　⇒　新代表者：関敏美

平成２５年３月１９日付け

【事務所移転】

○　組合員名：グリンテック株式会社福岡営業所

- 新住所：〒８１１－２２２１　福岡県糟屋郡須恵町旅石１８０番地
- 新電話番号：０９２（９３７）６８１１　新ＦＡＸ：０９２（９３７）６８１２
- 業務開始日：平成２５年５月２０日（月曜日）

訃　　報

羽隅二郎さん　ご逝去

京浜興農株式会社取締役会長の羽隅二郎（享年１００歳）さんにおかれましては、平成２５年４月３０日（火）ご逝去されました。

謹んでお悔やみ申し上げます。

なお、通夜、告別式は神奈川県逗子市延命寺において執り行われました。

喪主：京浜興農株式会社
代表取締役社長　羽隅　弘治　氏

主な行事予定

（平成２５年度行事日程）

[全国農薬協同組合]

平成２５年７月　９日（火）第４０回安全協常任幹事会（全農薬会議室）
７月　17日（水）植物防疫団体総務連絡会（全農薬会議室）
９月　４日（水）～６日（金）農薬安全コンサルタントリーダー研修
（全農薬会議室）
９月１２日（木）農薬シンポジウム（高知「サンピアセリーズ」）
９月１８日（水）第２６３回理事会
９月30日（月）～10月４日（金）　第７９回植物防疫研修会
１０月２５日（金）監査会
１１月１９日（火）第２６４回理事会
１１月２０日（水）第４８回通常総会・第３６回全国集会・情報交換会（海運ｸﾗﾌﾞ）
１２月１１日（水）第２６５回理事会

【植物防疫団体等行事予定】

●全農薬厚生年金基金　資産運用委員会、財政検討委員会

日時：平成２５年6月２７日（木）
場所：全農薬９階会議室

●（一社）日本植物防疫協会「農薬作用機構分類一覧」編集委員会

・日時：平成２５年7月2日（火）、１４：００～１７：００
・場所：一般社団法人　日本植物防疫協会　会議室
・議事：
（１）「農薬作用機構分類一覧」全体構成（案）について
（２）出版にあたっての検討課題について
・出席者：宮坂技術顧問

●（一社）日本植物防疫協会「植物防疫協会シンポジウム」

・日時：平成２５年９月19日（木）
・場所：日本教育会館講堂

●（公財）報農会シンポジウム

・日時：平成２５年９月26日（木）、１０：15～１７：００
・場所：「北とぴあ」つつじホール

２５消安第４１５号
平成２５年５月２日

全国農薬協同組合理事長　殿

農林水産省消費・安全局長

平成２５年度農薬危害防止運動の実施について

このことについて、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を策定し、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、本運動の趣旨を十分御理解の上、本運動の推進に特段の御協力をお願いします。

農水省 HP：http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/pdf/h25kigaibousi.pdf

薬食発０５０２第１号
２５消安第４１５号
環水大土発第 1305021 号
平成２５年５月２日

都道府県知事
保健所設置市市長 殿
特別区区長

厚生労働省医薬食品局長
農林水産省消費・安全局長
環境省水・大気環境局長

平成２５年度農薬危害防止運動の実施について

農薬危害防止運動は、これまで農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底に大きな役割を果たしてきており、その実施について従来から格別の御配慮をいただいているところである。

また、農薬の飛散低減、住宅地等を含む周辺環境への影響を防ぐための対策等を含めた農薬の適正使用に係る指導についても、御協力いただいているところである。

しかしながら、農薬の使用に当たっては、依然として、①土壌くん蒸剤施用後の作業管理が十分でなかった事例、②周辺環境への配慮が十分でなかった事例、③住宅地周辺での農薬使用に際しての周辺住民への周知の不徹底等の事例、④農薬の不適切な管理による誤飲事例及び⑤農薬ラベルの確認の不徹底等に起因する農薬使用基準の違反事例が散見されている。

また、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂の斃死が散見されるため、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が情報交換等を通じて連携を密に行うよう、引き続き指導を行っていく必要がある。

以上のような状況を鑑み、本年度においても、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、関係諸団体の協力を得て、別紙のとおり農薬危害防止運動実施要綱を定め、農薬危害防止運動を全国的に実施することとしたので、貴職におかれても本運動の実施について、特段の御配慮及び御協力をお願いする。

別紙

農薬危害防止運動実施要綱

第１　趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、国民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要である。

このため、従来から、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）及び毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく取締り等に努めてきたところである。

また、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化が求められているところである。

しかしながら、農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬が検出される事例が依然として散見される状況にある。

さらに近年、農薬の使用地域周辺の住民等の健康影響に対する配慮が強く求められており、農薬を安全かつ適正に使用することの必要性が高まっている。

加えて、農薬登録がなされていないにもかかわらず、病害虫の防除に効果があるとする資材が販売及び使用された事例も散見され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要がある。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬による事故等を極力防止することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

第２　名称

農薬危害防止運動

第３　実施期間

原則として、平成 25 年６月１日から同年８月 31 日までの３か月間とする。

なお、各地域においては、農薬の使用実態等地域の実情を考慮して、適切な時期に取り組むこととする。

第４　実施主体

国、都道府県、保健所設置市及び特別区とする。

このうち、国にあっては、地方農政局の地域センター等の職員を活用し、都道府県、保健所設置市及び特別区と連携の上、地域に密着した農薬の適正使用等についての指導を行うものとする。

都道府県、保健所設置市及び特別区にあっては、地域の特性を活かした運動方針、重点事項等を掲げた実施要領を作成し、関係機関及び関係団体が一体となって協力体制を整備す

るとともに、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）、毒物劇物取扱者、農薬販売者及び地域住民の意見を採り入れ、運動の活発化を図るよう努めるものとする。

第５ 実施事項

１ 農薬及びその取扱いに関する正しい知識の普及啓発

（１）広報誌等による普及啓発

報道機関に記事掲載の依頼を行うとともに、広報誌、ポスター、インターネット等多様な広報手段を用いて、本運動並びに農薬及び農薬使用に関する正しい知識の普及啓発を行う。

（２）講習会等の開催を通じた普及啓発

農薬使用者のほか、毒物劇物取扱者、農薬販売者等を対象として、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用、農薬による危害の防止対策、事故発生時の応急処置、関係法令等に関する講習会等を開催し、農薬の取扱いに関する正しい知識の普及を図る。

その際、農薬の安全かつ適正な使用や保管管理、中毒時の応急処置、地域の医療機関情報等について解説した資料を配布し、理解の増進に努める。

（３）医療機関等に対する農薬中毒発生時の対応についての情報提供等医療機関等に対して、農薬の中毒時の症状及びその応急処置等について解説した資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制について万全を期する。

２ 農薬による事故を防止するための指導等

（１）農薬散布時の事故防止対策の周知徹底

農薬散布の際の不注意等に起因する事故を未然に防止するため、農薬使用者、病害虫防除の責任者及び農薬使用委託者を対象として、遵守すべき関係法令及び別記１「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」の周知徹底を図る。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 土壌くん蒸剤の使用に当たっての安全確保の徹底

土壌くん蒸剤を使用する場合は、防護マスク等の着用や施用直後のビニール等での被覆を確実に行う等の安全確保を徹底すること。

（「クロルピクリン剤等の土壌くん蒸剤の適正使用について」（平成 18 年 11 月 30 日付け 18 消安第 8846 号農林水産省消費・安全局長通知）参照）

イ 住宅地等における農薬使用に当たっての必要な措置の徹底

ほ場のみならず、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所において農薬を散布する農薬使用者等に対し、農薬の飛散が周辺住民や子ども等に健康被害を及ぼすことがないよう、以下に掲げる事項を始めとする対策が示されている「住宅地等における農薬の使用について」（平成 25 年４月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）を周知し、その事項の遵守を徹底すること。

① 農業生産場面

住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む）において農薬を散布する場合は、農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるとともに、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民への周知を行うこと。

② 公園等一般場面

学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病害虫防除等に当たっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）も参考としつつ、病害虫の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病害虫被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分の剪定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。やむを得ず農薬を使用する場合にも、散布以外の方法を十分に検討し、散布する場合でも最小限の部位及び区域にとどめ、飛散防止対策をとる等、農薬の選択及び使用方法を十分に検討し、事前に農薬を散布する日時、使用農薬の種類等を記した書面、看板等により周辺住民、施設利用者等への周知を行うこと。

さらに、農薬使用者等だけでなく、国及び地方自治体の施設管理部局、集合住宅の管理業者等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病害虫防除を委託する可能性がある者に対しても、このことについて周知を徹底すること。

ウ 航空防除における農薬使用に当たっての留意事項の徹底

① 有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前に農薬を散布する日時、使用する農薬の種類等について、周辺住民等への周知を行うこと。また、農薬散布の際は、散布区域内及びその周辺における危害防止に万全を期すとともに、作業関係者の安全に十分留意すること。

（有人ヘリコプター：「農林水産航空事業の実施について」（平成 13 年 10 月 25 日付け 13 生産第 4543 号農林水産事務次官依命通知）及び「農林水産航空事業実施ガイドライン」（平成 16 年4月 20 日付け 16 消安第 484 号農林水産省消費・安全局長通知）、無人ヘリコプター：「無人ヘリコプター利用技術指導指針」（平成３年４月 22 日付け３農蚕第 1974 号農林水産省農蚕園芸局長通知）参照）

② 特に、近年利用が増加している無人ヘリコプターによる農薬散布について、安全対策を強化・徹底し、事故防止を図ること。

具体的には、無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、架線等の危険箇所の把握、操作要員及び補助員の配置、飛行経路の選定等について、実施計画策定時及び散布実施時において十分に検討・確認し、安全かつ適正に実施すること。

さらに、具体的な危険箇所の確認が事故発生防止には重要であり、散布ほ場及びその周辺の地図を作成し、操作要員と補助員が連携して散布ほ場の下見を行うことにより、危険箇所及び飛行経路を明確に地図に示す等、事前確認を強化・徹底すること。

また、万が一事故等が発生した場合には、関係通知等に基づき適切に対応すること。

（「無人ヘリコプターによる空中散布等に伴う事故情報の報告依頼について」（平成 23 年１月 28 日付け 22 消安第 7704 号農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知）及び「平成２５年度以降に向けた無人ヘリコプターの安全対策の徹底及び平成２４年度の事故情報の報告状況について」（平成 25 年３月 12 日付け 24 消安第 5953 号農林水産省費・安全局植物防疫課長通知）参照）

③ 公園、森林、ゴルフ場等において有人及び無人ヘリコプターを用いて農薬を散布する場合は、関係法令等を遵守するとともに、事前周知の実施等により、周辺住民、施設利用者等に十分に配慮すること。

（２）農薬の保管管理及び適正処理に関する指導の徹底農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬使用者に対し、関係法令及び別記１に基づく対策の徹底を図るよう指導する。その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。

ア 農薬は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管する等、保管管理を徹底すること。

特に、平成 24 年 10 月１日より、ジチアノン及びこれらを含有する製剤 （50 %以下を含有するものを除く。）、酸化フェンブタスズ及びこれを含有する製剤を毒物に指定した。また、ジチアノン 50 %以下を含有する製剤、メチレンコハク酸及びこれを含有する製剤を劇物に指定した。これらを含め、毒物又は劇物に相当する農薬を保管する場合は、関係法令の遵守を徹底すること。

（「毒物及び劇物指定令の一部改正等について」（平成 24 年９月 21 日付け薬食発 0921 第１号厚生労働省医薬食品局長通知）参照）

（「農薬の誤飲を防止するための取組について」（平成 23 年５月 16 日付け 23 消安第 1114 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

イ 使用しなくなった農薬については、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者へ依頼する等により適正に処理すること。

（３）農薬使用者の健康管理

農薬使用者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、特に病害虫の共同防除に従事する者に対しては、作業の前後に必要に応じて健康診断を受診するよう指導する。

（４）事故情報の把握

今後の事故防止対策に反映させるため、医療機関等との連携を密にし、医療機関等に対し、事故内容等の速やかな報告を依頼する等農薬による事故の状況を的確に把握する。

３ 農薬の適正使用等についての指導等

（１）農薬使用基準の遵守の徹底

農薬による危害の防止及び農作物の安全確保のため、農薬使用者に対し、農薬使用基準（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第５号）で定められている基準をいう。）の遵守を徹底するよう指導する。特に適用作物、使用

時期、使用方法等を守るため、農薬使用者及び農薬使用委託者に対し、別記２「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」に基づく対策を図るよう、地方公共団体の関係部局、農業協同組合、農産物直売所等関係機関の職員を活用しつつ、巡回指導や集団指導等の方法により効果的に指導を行う。

加えて、農業者に対しては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（平成 22 年 4 月 21 日付け 22 生産第 479 号農林水産省生産局長通知）等を参考として、各生産地が取り組んでいる生産工程管理の点検項目の中の農薬の適正使用に関する取組について、改めて注意喚起を行い、安全な農産物を生産できるよう、積極的に指導を行う。

その際には、特に以下の事項について指導を徹底する。（「農薬適正使用の徹底について」（平成 22 年 12 月 15 日付け 22 消安第 7478 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

ア 適用のない作物に誤って農薬を使用することのないよう、必ず使用前にラベルを確認する。同じ科に属する作物であっても、作物の形状や栽培形態が異なるものや、作物の名称や形状が似ているが異なる作物であるものは、使用できる農薬や使用方法が異なる場合があることに注意すること。

イ 使用した農薬が散布対象の作物とは別の作物に付着・残留することのないよう、当該別の作物に農薬が飛散することを防止する対策を徹底するとともに、農薬の使用前後には防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認すること。特に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく有機農産物の認証を受けようとする農家の生産ほ場周辺で作業する場合には、当該生産ほ場への農薬の飛散等に十分注意すること。

（「農薬の使用基準の遵守及び飛散防止対策の徹底について」（平成 23 年 9 月 5 日付け 23 消安第 3034 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長通知）及び「農薬飛散対策技術マニュアル」（平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課）参照）

ウ 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定に当たり、平成 17 年度から 20 年度に水道事業者が実施した水道原水の水質調査の結果等と照らし合わせた結果、平成 23 年度までに新たに設定した基準値を上回る濃度の農薬成分が検出された事例がみられており、十分な止水期間をとらずに水田内の水を排水路に流してしまったことがその一因と推察されたことから、水田において農薬を使用する場合は、注意事項に記載された止水期間を遵守し、適切な水管理や畦畔整備の措置を講じること。

（「水田において使用される農薬における止水期間の遵守の徹底について」（平成 23 年 10 月 12 日付け 23 消安第 3601 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（２）販売及び使用が禁止されている農薬の取扱いに関する指導の徹底農薬使用者に対

し、販売及び使用が禁止されている農薬について、農林水産省のホームページ等において提供する情報を確認した上で、これらの農薬が自宅の倉庫等で発見された場合は、使用したり、他人に譲渡したりせず、関係法令を遵守して適切に処理するよう指導する。

なお、平成 22 年４月１日に販売禁止農薬に追加されたケルセン又はジコホールを含む農薬及び平成 24 年４月１日に販売禁止農薬に追加されたベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬については、農薬製造者が自主回収を行っているため、農協及び販売店に持参するよう指導する。

（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け 23 消安第 4597 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）参照）

（３）無登録農薬の疑いがある資材の使用に関する指導の強化農薬使用者に対し、ラベルに農薬登録番号がなく、農薬の効果を謳った、又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その安全性や効果が保証されたものではないことから、これら資材については、農薬として使用しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

（４）その他の留意事項

ア やむを得ず現地混用を行う場合は、ラベルに表示されている混用に関する注意事項を厳守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組み合わせで現地混用を行わないよう指導する。

イ 不可欠用途臭化メチル剤やその代替剤であるヨウ化メチル剤を使用する際は、保護具を着用し、使用後は直ちに被覆を行う等、安全なくん蒸を行うよう指導する。なお、不可欠用途臭化メチル剤の使用については、すでに土壌消毒用途が 2012 年で終了し、クリを対象とした収穫物用途の使用も 2013 年で終了することから、代替剤及び代替技術の円滑な導入・普及を指導する。

ウ 不要となった農薬の水路等への投棄や、散布液の流出により、水産動植物に甚大な被害を与えることのないよう、散布液は必要な量だけを正確に調製し、不要となった農薬は関係法令を遵守して適正に処分するよう指導する。

４ 農薬の適正販売についての指導等

（１） 農薬販売者に対する指導の徹底農薬販売者を対象として、関係法令に基づく立入検査等を実施し、無登録農薬の販売の取締り及び適正な農薬の販売に関する指導を行う。特に毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）たる農薬の販売業者に対しては、別記３「毒劇物たる農薬の適正販売強化対策」を周知徹底する。

特に、平成 24 年 10 月１日に、ジチアノン及びこれらを含有する製剤（50 %以下を含有するものを除く。）、酸化フェンブタスズ及びこれを含有する製剤を農

業品目販売業者が取り扱うことができる毒物に指定した。

また、ジチアノン 50 %以下を含有する製剤、メチレンコハク酸及びこれを含有する製剤を農業品目販売業者が取り扱うことができる劇物に指定し、既に劇物として指定しているヨウ化メチル及びこれを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができるように指定した。これらの農薬の販売に当たっては、関係法令を遵守するよう指導する。(「毒物及び劇物指定令の一部改正等について」(平成 24 年9月 21 日付け薬食発 0921 第1号厚生労働省医薬食品局長通知) 参照) 劇物に指定している有機シアン化合物のうち、シアントラニリプロール及びこれを含有する製剤を農業用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定から除外した。このことについても周知を徹底する。(「毒物及び劇物指定令の一部改正等について」(平成 24 年9月 20 日付け薬食発 0920 第2号厚生労働省医薬食品局長通知)参照)

なお、農薬販売者に対する立入検査の実施に際しては、同一の販売者に対して同一年度に重複して実施されることのないよう、毒物及び劇物取締法担当部局と農薬取締法担当部局との間で連絡を密にして情報の共有化を図り、効率的な立入検査を実施する。

(「毒物及び劇物取締法及び農薬取締法に基づく立入検査に係る技術的助言について」(平成 19 年3月 30 日付け薬食発第 0330025 号・18 消安第 14527 号厚生労働省医薬食品局長、農林水産省消費・安全局長通知) 参照)

(2) 農薬販売者の届出等に関する指導の徹底

農薬の販売に当たっては都道府県知事への届出及び毒劇物たる農薬の販売に当たっては都道府県知事等への登録がそれぞれ義務付けられているので、当該届出等を行うことなく、インターネット等を利用した販売を行わないよう指導を徹底する。

(3) 販売禁止農薬の自主回収への協力に関する指導の徹底

農薬販売者に対し、農薬製造者が自主回収を行っている農薬(3の(2)参照)について農薬使用者への周知に努めるとともに、農薬使用者から農薬の返品の申出があった場合は、これを受け付けて農薬製造者に送付するよう指導する。

(4) 無登録農薬の疑いがある資材の販売に関する指導の強化

農薬販売者に対し、ラベルに農薬登録番号がなく、農薬の効果を謳った、又は病害虫の防除効果がある資材は、無登録農薬の疑いがあり、その安全性や効果が保証されたものではないことから、これら資材については、農薬として販売しないよう指導する。

また、こうした資材に係る情報については、農林水産省ホームページ内の「農薬目安箱」に提供するよう指導する。

5 有用生物や水質への影響低減のための関係者の連携

(1) 蜜蜂の危害防止対策

農林水産省が毎年実施している農薬の使用に伴う被害の実態調査において、農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂の斃死が散見されることから、養蜂関係者や農薬使用者、農業団体等に対して、これら関係者が緊密に連携し、農薬使用に際しては事前に農薬使用予定の情報共有を行う等、これまで以上に危害防止の取組を強化するよう指導する。（「みつばちへの危害防止に係る関係機関の連携の強化等について」（平成 17 年9月 12 日付け 17 消安第 5679 号消費・安全局農産安全管理課長、植物防疫課長、生産局畜産部畜産振興課長通知）及び「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成 21 年7月 24 日付け 21 消安第 4395 号消費・安全局長、生産局長通知）参照）

（２）魚介類の被害及び水質汚染の防止対策

魚介類の被害の防止、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全を図るため、農薬を使用する場所の周辺の公共用水域の水質の調査等を必要に応じて行い、その結果を活用して農薬使用者等を指導する。なお、水質調査等の実施に際しては、水道事業者等関係機関が実施する水質検査結果を活用する。

（３） 土壌くん蒸剤による水質影響の低減対策

土壌くん蒸剤に関して、ほ場周辺の井戸水からクロルピクリンが高濃度で検出された事例があったことから、必ずしも同剤を深層処理したこととの因果関係は明らかにされていないものの、環境及び衛生関係当局から同様の情報を入手した場合には、農業現場における使用状況の把握に努めるなど、関係機関が連携して対処する。

別記１

農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項

【人に対する事故】

1 農薬散布前

（１）原因

① 散布作業前日に飲酒または睡眠不足があったことによるもの、その他病中病後など体調の万全でない状態で散布作業に従事したことによるもの（ア、イ）

② 農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備の不備、防除器具等の点検不備によるもの（ウ、エ）

③ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（オ、カ）

（２）防止対策

ア 散布作業前日には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

イ 体調の優れない、または著しく疲労しているときは、散布作業に従事しい。

ウ 農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、かつ、慎重に取り扱う。

エ 散布に当たっては、事前に防除器具等の十分な点検整備を行う。

オ 農薬を散布するときは、散布前に周辺住民等の関係者に連絡し、必要に応じ立札を立て注意喚起を行うなど、子どもや散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮する。

カ 農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子どもの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮する。

２ 農薬散布中

（１）原因

① 炎天下で長時間散布作業に従事したことによるもの（ア）

② 散布の途中に農薬が付着した手で飲食・喫煙したことによるもの（イ）

③ 強風中や風下での散布等散布者の不注意により、周辺の者や散布作業者が農薬に暴露したことによるもの（ウ、エ）

④ 土壌くん蒸剤の使用に当たって、揮散防止措置を講じなかったことによるもの（オ

⑤ 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（カ）

（２）防止対策

ア 炎天下での長時間の散布作業は避け、朝夕の涼しい時間を選び、２～３時間ごとに交替して行う。

イ 散布作業の合間には飲食・喫煙をしない。

ウ 周辺への飛散を防ぐため、強風時における散布は控える。

エ 風下からの散布、水稲の病害虫防除の際の動力散粉機（多孔ホース噴頭）の中持ち等はやめ、農薬を浴びることのないように十分に注意する。

オ クロルピクリン剤等土壌くん蒸剤の使用に当たっては、揮散した薬剤が周辺に影響を与えないよう風向き等に十分注意するとともに、直ちに完全に被覆する。

カ 居住者、通行人等に被害を及ぼさないよう、散布時の風向きに十分注意する。

３ 農薬散布後

（１）原因

① 散布作業後に飲酒又は睡眠不足があったことによるもの（ア）

② 通行人や近隣の住民への配慮が十分でなかったことによるもの（イ）

（2）防止対策

ア 散布作業後には、飲酒を控え、十分な睡眠をとる。

イ 公園、校庭等に農薬を散布した後は、少なくとも当日は散布区域に縄囲いや立札を立てる等により、関係者以外の者の立入りを防ぐ。

４ 保管、廃棄

（１） 原因

① 農薬の保管管理が不適切だったため、高齢者、子ども等が誤飲したことによるもの

（ア～ウ）

② 使用残農薬を不注意に廃棄したり、不要になった農薬を放置したことによるもの（エ、オ）

③　農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことによるもの（エ、オ）

（２）防止対策

ア 毒物又は劇物に該当する農薬のみならず、全ての農薬について、安全な場所に施錠して保管する等農薬の保管管理には十分注意する。また、散布や調製のため保管庫等から農薬を持ち出した際には、子どもや作業に関係のない者が誤って手にすることのないよう、農薬から目を放さず、作業終了後は速やかに保管庫等に戻す。

イ 農薬やその希釈液、残渣等を飲食品の空容器等へ移替えしない。

ウ 万が一、農薬を飲食品の空容器に移し替えざるを得ない場合には、必ず当該飲食品の商品ラベルをはがし、内容物が農薬であることを明記する。

エ 農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。

オ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適正に処理する。

５ その他農薬使用者のための一般的注意事項

ア 農薬ラベルの記載をよく読み、記載されている希釈倍数等の使用基準やマスク等防護装備等に関する注意事項を遵守する。

イ 散布作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗うとともに、洗眼し、衣服を取り替える。

ウ 農薬の散布によってめまいや頭痛が生じ、又は気分が少しでも悪くなった場合には、医師の診断を受ける。

エ 初めて使用する農薬などで、使用に関し不明な点がある場合は、病害虫防除所等に相談する。

【周囲の農作物、家畜等への被害】

（１） 原因

①　周辺に飛散した除草剤により農作物が変色・枯死したもの（ア～オ）

② 農薬散布を行った地域やその周辺に置かれた巣箱で蜜蜂の斃死が発生したもの（ア～キ）

（２） 防止対策

ア 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。

イ 飛散低減ノズルを使用する。

ウ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。

エ 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
オ 薬剤が周囲の圃場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。
カ 蜜蜂に被害を及ぼさないよう、耕種農家は、巣箱の位置や設置時期に関する情報の提供を受けて、事前に農薬使用の情報提供を行い、巣箱の退避や巣門を閉じる等の対策が講じられるよう促す。
キ 養蜂が行われている地区では、蜜蜂の巣箱及びその周辺に飛散しないよう注意する。

別記２

農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

１ 適用のない作物への使用、飛散等

（１）原因

① 使用する農薬の適用のない作物に当該農薬と同一の有効成分を含む他の農薬が使用できるため、当該農薬についても、当該作物に使用できると誤解したもの（ア）
② 使用する農薬の適用のない作物と名前や形状の類似した適用作物があるため、当該適用のない作物にも当該農薬が使用できると誤解したもの（イ）
③ 防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入し、適用のない作物から当該農薬が検出されることとなったもの（ウ）
④ 別の農作物の育苗箱に使用した農薬がこぼれた土壌で当該農薬の適用のない作物を栽培したため、当該適用のない作物から当該農薬が検出されることになったもの（エ）
⑤ 農薬を散布したほ場の近隣のほ場で栽培していた別の農作物から飛散により付着した農薬が検出されたもの（オ～ケ）
⑥ 複数の農作物を混植していたため、散布対象以外の農作物にも農薬が散布されたもの（コ）

（２） 防止対策

ア 農薬は製剤ごとに使用できる農作物が異なるため、農薬の使用前にラベルを確認する。
イ 名前や形状の類似した農作物に使用できる農薬であっても、対象とする農作物に使用できるとは限らないため、農薬の使用前にラベルの適用作物名を確認する。
ウ 農薬の使用前後に防除器具を点検し、十分に洗浄されているか確認する。
エ 育苗箱に農薬を使用する際は、あらかじめその下にビニールシートを敷いておくなど、農薬が周囲にこぼれ落ちないように注意する。
オ 飛散が少ないと考えられる剤型を選択する。
カ 飛散低減ノズルを使用する。
キ ほ場の外側から内側に向かって散布するなど、ノズルの向きに注意する。
ク 適正な散布圧力、散布量で散布を行う。
ケ 農薬が周囲のほ場に飛散しないよう、風速や風向きに注意する。

コ 混植園における農薬の使用に当たっては、散布対象以外の農作物にも農薬が飛散することを考慮して、混植している全ての作物に使用できる農薬を選択する。

2 使用時期、回数、希釈倍数等の誤り

（1） 原因

① 使用する農薬に対する慣れによる使用時期及び使用回数等使用基準の確認不足によるもの（ア）

② 農薬の効果不足に対する不安のため、規定された希釈倍数より濃い濃度で使用したことによるもの（イ）

③ 農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が長く設定されている農薬について、その使用からの経過日数の確認不足によるもの（ウ、エ）

④ 同一の有効成分を含む複数の農薬の使用によるもの（オ）

（2） 防止対策

ア 常日頃から使用している農薬であっても、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。

イ 農薬の使用量や希釈倍数は、効果が確認された使用方法が定められていることを認識し、農薬の使用前にラベルにより必ず確認する。

ウ 使用時期と農作物の出荷予定日までの日数が確保されるか、農薬の使用前にラベルを逐一確認する。また、同じ農作物であっても早生や晩生など収穫時期が異なる品種を混植している場合は、それぞれの出荷予定日を確認した上で農薬を使用する。

エ 農作物を収穫する前に、農薬の使用記録により農薬を使用してから農作物を収穫するまでの日数が農薬のラベルどおり確保されているかを確認する。

オ 同一の有効成分を含む農薬の使用には注意するとともに、使用記録簿には有効成ごとの使用回数を記載し、農薬の使用前に使用記録簿とラベルにより使用回数を確認する。

3 環境への流出

（1） 原因

水田において使用した農薬が流出し、又は使用した残りの農薬、若しくは農薬が残っている容器が適切に処分されなかったことにより、周囲の水産動植物に被害を与え、又は河川等に流出したもの（ア、イ）

（2） 防止対策

ア 水田において農薬を使用するときは、止水に関する注意事項を遵守し、止水期間中の農薬の流出を防止するために水管理や畦畔整備等の必要な措置を講じることにより、水田周辺の養魚池における淡水魚又は沿岸養殖魚介類の被害、河川、水道水源等の汚染の防止等環境の保全に万全を期する。

イ 不要になった農薬や空容器、空袋は、関係法令を遵守し、廃棄物処理業者に処理を依頼する等により適切に処理する。

別記３

毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

１ 毒劇物たる農薬の悪用等の不適切な使用の要因

（１）当該農薬の譲受人は農家等であり、毒物及び劇物取締法の知識が不足している場合もあるため、毒劇物を安易に他人に譲渡してしまうことが考えられる。

（２）購入後の保管管理が適正に行われておらず、農薬以外の用途で用いられること、譲受人以外が容易に持ち出してしまうことが考えられる。

２ 毒劇物たる農薬の適正販売強化対策

（１）特に毒物劇物営業者以外の者に対して毒劇物たる農薬の販売をするに当たっては、登録を受けることなく毒劇物を販売し、又は授与することは法律で禁止されていることを譲受人に伝える。

（２）毒劇物の廃棄に当たっては、法律上の基準に従った廃棄を行う必要があることを譲受人に伝える。

（３）毒劇物たる農薬は、毒劇物の指定がない農薬とは別の場所に保管し、施錠をするなど適正な保管管理が行われるよう譲受人に伝える。

（４）毒物及び劇物取締法第 14 条（毒物又は劇物の譲渡手続）及び第 15 条（毒物又は劇物の交付の制限等）の規定を遵守するとともに、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行う。

（５）譲受人の言動等から安全かつ適正な取扱いに不安があると認められる者には交付しない。

２５消安第１１７６号
平成２５年５月３０日

全国農薬協同組合理事長　殿

農林水産省消費・安全局長

「石灰窒素中のメラミンの暫定許容値の設定について」の一部改正について

「石灰窒素中のメラミンの暫定許容値の設定について（平成２５年３月２５日付け２４消安第６１１６号農林水産省消費・安全局長通知）」を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、御了知願います。

ウキツリボク（浮釣木）学名：*Abutilon megapotamicum*　**英名**：Abutilon **流通名**：チロリアンランプ（園芸店ではこの名前で売られている）和名の由来は、花が空中に浮かんで吊り下がっていることからきている。ブラジル原産のアオイ科アブチロン属の半つる性常緑低木（多年草）の植物で、 盆形をした五弁花に脈が入り、俯き気味に花を咲かせます。 属名の *Abutilon* は「a（否定）＋bous（牡牛）＋tilos（下痢）」からきており、原産地ブラジルでは家畜の下痢止めに効果があることから命名されたと言われています。また、種小名の *megapotamicum* は「大きい川の（リオグランデ川の）」という意味です。

花の特徴は、葉の脇から長い花柄を垂れ下がらせて、赤い筒状の萼が目立ち、ランプをぶら下げたような形の色の花を咲かせます。 そのため、園芸店等では、チロリアンランプと言います。 花は黄色で膨らんだ赤い５稜形の萼が目立ち、 雄蕊と花柱は飛び出しています。一般に春～初夏にかけて園芸店などではポット苗や鉢花として売られております。可愛い花姿に似合わず丈夫な植物で、挿し木で簡単に増やせます。整枝や剪定をしないと、鉢植えで売られていたものが、温暖化の影響で枯れないで家の垣根やフェンスを越えて塀に絡まったりして大暴れするので注意をして下さい。花の開花期間は長く、都内では 11 月頃まで見ることができます。家庭での鉢植えの管理は、肥料が切れると花つきが悪くなるので、生育期は月 1 回、固形油かすなどの緩効性肥料を、5 号鉢あたり 2～3 個置き肥します。また、生育が旺盛なため、枝が間延びしたり、大株になったり株姿が乱れたときは 6 月～9 月に整枝を兼ねて剪定をします。思いきった切り戻しが可能ですが、葉がまったくなくなると枝が枯れ下がるので、必ず 1～2 枚は葉を残すことがポイントです。写真は 6 月 16 日白銀台の畠山記念館に行く途中、民家の塀に絡まつて咲いていた**ウキツリボク**の花です。（M）　**花言葉**：様々な愛、尊敬、恋の病